

令和6年度 青森市子どもの権利相談センター 活動報告書

青森市子どもの権利擁護委員

青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日制定

平成二十四年青森市条例第七十三号

(条例より前文を抜粋)

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」（同条約第三条）を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市こども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています（平成二十三年三月 子ども宣言文）。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

はじめに(巻頭言)

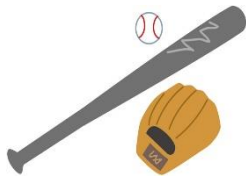
子どもの相談対応からセンターの活動を振り返る



子どもの権利擁護委員 小林 央美

2012年(平成24)12月25日、「青森市子どもの権利条例」が制定されました。全国的には2000年(平成12)、「川崎市子どもの権利に関する条例」の制定が第一号となります。2024年(令和6)5月時点で、全国では約70の自治体に条例が制定されており、青森市は其中で34番目の制定でした。決して先頭を切ったわけではありません。しかし、青森市の強みは子どもの権利条例を具現化するために条例の制定とともに「子どもの権利相談センター(2013年5月)」を設置したことです。同センターは、子どもやその関係者からの相談業務を中心とした様々な方法で、子どもの権利行使の具現化を支援してきました。当センターは、2025年(令和7年)5月で満12歳を迎えます。この間、平成25年度～令和6年度までの延べ相談件数は、4,899件で、令和6年度は202件でした。

この12年間のセンターの活動を少し概観してみます。子どもの相談内容は、相談員にちょっと話を聴いてもらえるだけでほっとして解決するようなものから、命の危険を感じるようなもので緊急対応を必要とする場合もあり、その危機状況は様々です。危機状況に左右されることなくどのような相談にも真摯に対応しております。相談内容からあらためて思うことがあります。それは、子どもは学校や社会の人間関係や価値観、社会の経済状況も含めて多くの影響を受け、悩みを持つことになるということです。学校の課題だけではなく、もはや社会の課題として久しく認識されている「不登校」や「いじめ」は恒常的な相談として挙げられます。一方で、学校教育や社会の変化をいち早く反映するような相談もあります。社会のより良い変化であると思うのは、例えば、社会全体の認識が少しずつ深まり、カミングアウトしやすいように変化してきている性的マイノリティのような相談を2020年頃から受けておりますし、児童虐待についても子ども自身からの相談もあり、子ども自身が自己の権利を行使する勇気をもってきていることを感じる場面です。これらは、社会が少しずつより良い方向へ変化してきているものと考えたいです。一方で、今後、よりよい活動へと移行してほしいと願うのは、学校の部活動から地域のクラブチームへの移行です。クラブチームの相談等、相談内容が社会の課題の最先端を示唆してくれることがあると感じているからです。部活動が子どもの成長にとって最良の新しいシステムへの意味ある移行となるように子どもの声を聞きながら進めていただきたいものです。



12年間を振り返って、うれしい変化があります。それは、調整活動により学校をはじめとする関係機関との連携が当たり前のこととして機能するようになったことです。この変化はとても素晴らしいです。今後さらに子どもが解決の主体者になるように権利の学習機会が充実することを願います。

本書は、令和6年度のセンターの活動報告書となっております。各関係機関の皆様のお役に立てていただければ幸いです。

令和7年4月（こばやし ひろみ 元大学院教授）



令和6年度活動報告書

目 次

はじめに（巻頭言）「子どもの相談対応からセンターの活動を振り返る」

子どもの権利擁護委員 小林 央美

I 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 調整活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

II 運営会議

- 1 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

III 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 子どもへの広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 大人への広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4 出前講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 5 調査相談専門員が受講した研修、出席した会議・・・・・・・・ 38

IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 「ジェンダーギャップ（男女格差）について」 子どもの権利擁護委員 沼田 徹・・ 41
- 「学校と保護者の深刻な対立、そして解決への道」 子どもの権利擁護委員 関谷 道夫・・ 43

V 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 2 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制・・・・・・・・・・・・ 69



活動の状況

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動
- 4 関係機関との連携

I 活動の状況

1 相談活動

令和6年度の相談受付件数は、実件数（※1）が71件（内、新規件数（※2）67件、前年度からの継続件数4件）、延べ件数（※3）が202件でした（前年度：実件数68件、延べ件数278件）。

さまざまな困難に直面した子どもや保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、実件数1件当たり平均2.8回のやりとりが行われました（前年度：4.1回）。

☆「相談受付件数」の年度比較はP57 参照

(1) 月別相談受付件数

● 新規件数

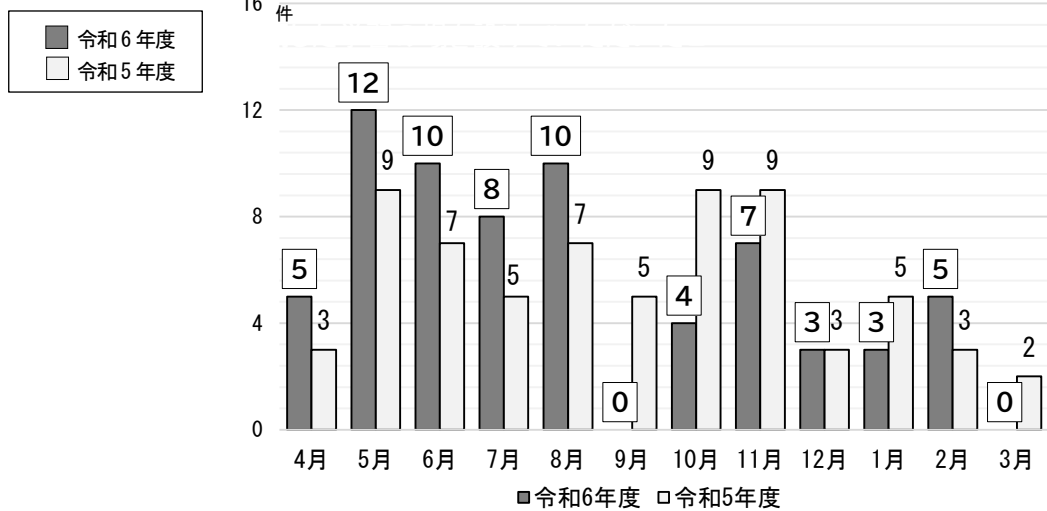


図1 新規件数の月別推移前年度比較

● 延べ件数

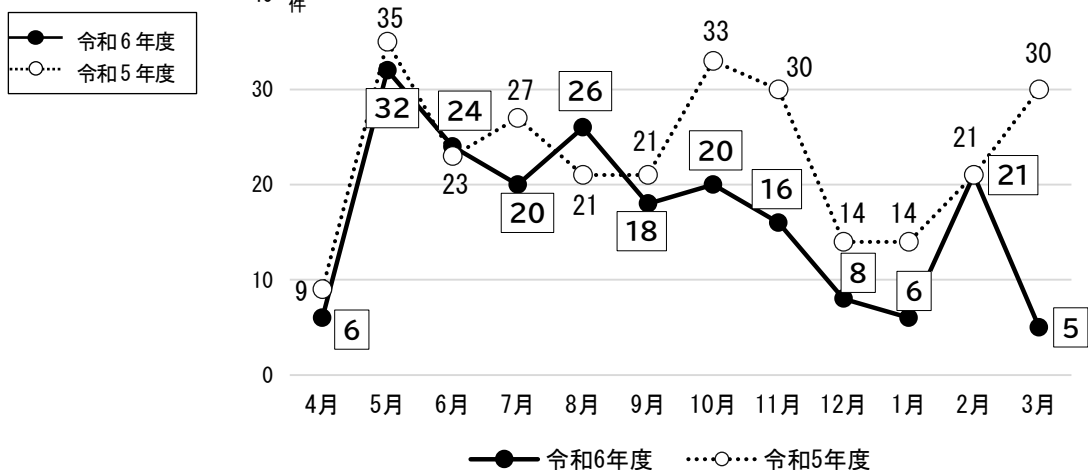


図2 延べ件数の月別推移前年度比較

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 新規件数

初めて受け付けた相談の件数です。

※3 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

(2) 実件数の相談者内訳

相談者とは、相談をしてきた人のことをいいます。

令和6年度の相談者数は71人でした。子どもからの相談は26件で、全体の37%でした。そのうち、最も多かったのは「小学生」からの相談で、9件でした。

大人からの相談は45件で、全体の63%でした。そのうち、最も多かったのは「父又は母」からの相談で31件でした。「父又は母」からの相談のうち26件(84%)は、母親からの相談でした(図3)。

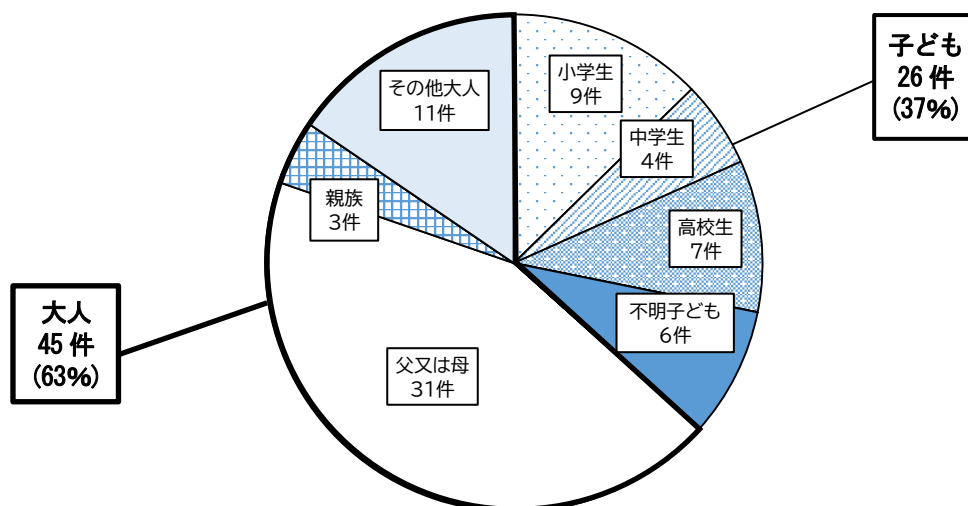


図3 実件数の相談者内訳(実件数:71件)

(3) 延べ件数の相談者内訳

子どもからの相談の延べ件数は76件で、全体の38%でした。そのうち、最も多かったのは「高校生」からの相談で45件でした。

大人からの相談の延べ件数は126件で、全体の62%でした。そのうち、最も多かったのは、「父又は母」からの相談で107件でした(図4)。

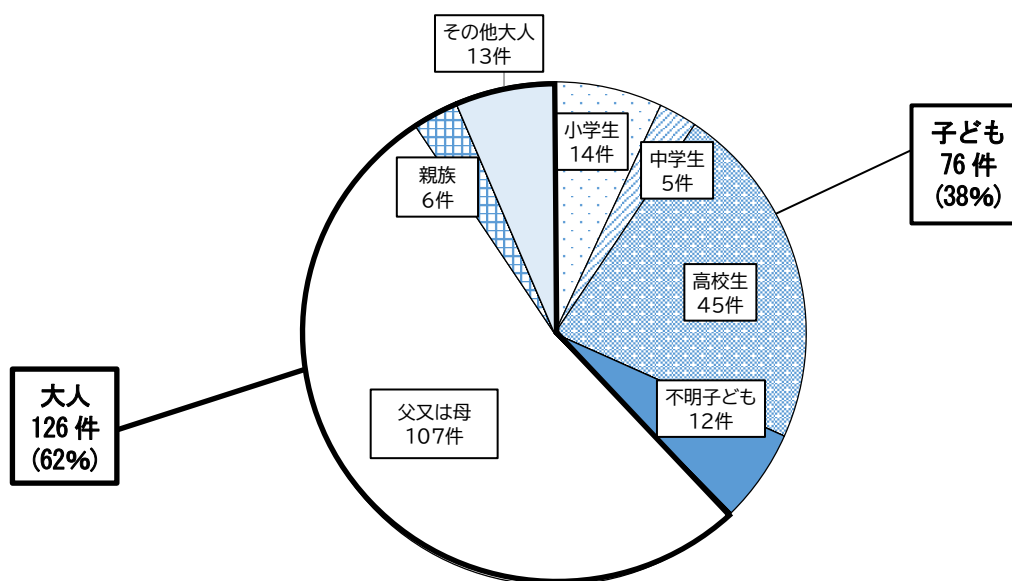


図4 延べ件数の相談者内訳(延べ件数 202件)

☆「相談者の内訳」の年度比較はP57 参照

(4) 相談対象者の内訳

相談対象者とは、誰についての相談かということです。例えば、母親から小学生についての相談があった場合には、「相談者」は母親、「相談対象者」は小学生となります。

「子ども」についての相談は121件で、全体の60%でした。そのうち、多かったのは「小学生」と「高校生」についての相談で、ともに34件でした。

「大人」についての相談は81件で、全体の40%でした。そのうち、最も多かったのは「父又は母」についての相談で46件でした（図5）。

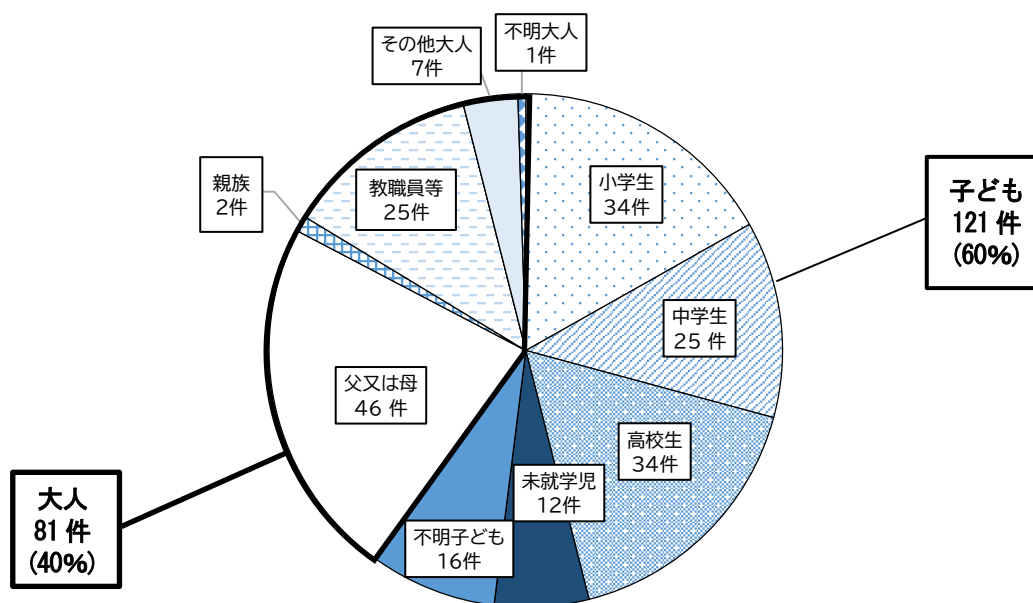


図5 相談対象者の内訳(延べ件数:202件)

☆「相談対象者の内訳」の年度比較はP58 参照

(5) 相談の方法

初回相談で最も多かった相談方法は「電話」の51件で、全体の72%でした（図6）。

延べ件数でも「電話」の120件が最も多く、全体の59%でした。次いで、「メール」が57件で、全体の28%となりました（図7）。なお、相談方法は、相談継続の中で解決に向けた最良の方法を模索しながら変わることがあります。

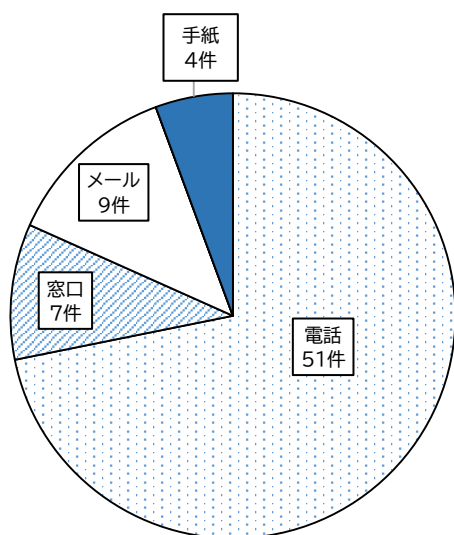


図6 初回の相談方法の内訳(件数:71件)

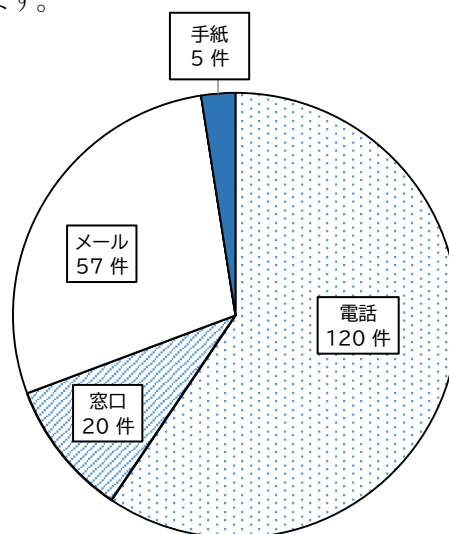


図7 延べ件数の相談方法の内訳(件数:202件)

☆「相談方法別件数」の年度比較はP58 参照

相談者と相談方法の関係では、子どもからの相談のうち39件（51%）が「メール」と最も多く、次いで、電話26件（34%）、窓口6件（8%）となりました（表1）。一方、大人からの相談で最も多かったのが94件（75%）の「電話」でした。

相談者 相談方法	子ども（76件）					大人（126件）						合計 (件)
	小学生	中学生	高校生	不明	計	父又は母	親族	教職員等	不明	その他	計	
窓口	3	3			6	13	1				14	20
電話	6	2	14	4	26	76	5			13	94	120
FAX												
メール			31	8	39	18					18	57
手紙	5				5							5
訪問												
合計（件）	14	5	45	12	76	107	6			13	126	202

表1 相談者・相談方法別件数(延べ件数:202件)

(6) 相談受付の時間帯と所要時間

相談が最も多い時間帯は「16 時～18 時」の 53 件（大人 33 件、子ども 20 件）で、全体の 27%でした。子どもからの相談が多い時間帯は「16 時～18 時」と「受付時間外」で、大人からの相談が最も多い時間帯は「10 時～12 時」でした（図 8）。

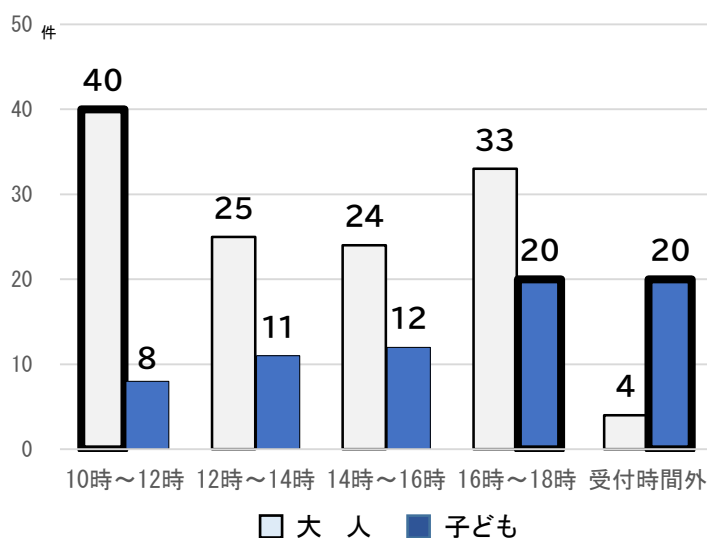


図 8 相談受付の時間帯(手紙相談を除く延べ件数:197 件)

相談の所要時間について、電話相談（120 件）で最も多かったのは「30 分未満」の 94 件（大人 72 件、子ども 22 件）でした。また、窓口・訪問相談（20 件）で最も多かったのは、大人からの相談では「1 時間以上 2 時間未満」の 8 件で、子どもからの相談も、「1 時間以上 2 時間未満」で 6 件でした（図 9）。

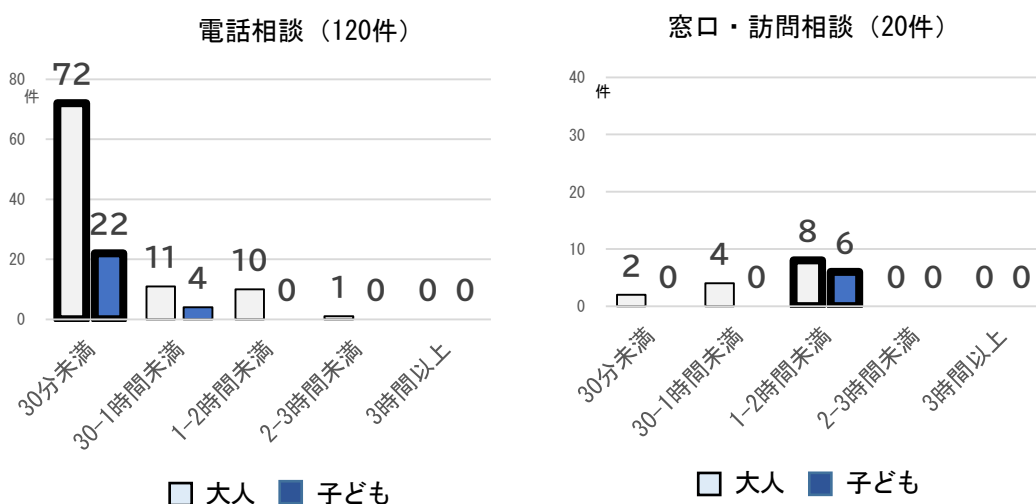


図 9 相談の所要時間

☆「相談受付の時間帯」の年度比較は P59 参照

☆「相談受付の所要時間」の年度比較は P59 参照

(7) 相談の内容※4

実件数の相談内容を相談者別にみると、以下のような傾向がありました。（表2）
特に子どもからの相談の中で、最も多かったのは小学生でした。

① 小学生からの相談

小学生からの相談の内訳は、交友関係4件、いじめ2件、学校等の対応1件、指導上の問題（教職員等）1件、児童虐待1件でした。

相談方法は手紙と電話での相談が多い傾向にありました。

② 中学生からの相談

中学生からの相談の内訳は、いじめ、家族の問題、心身の悩み、指導上の問題（教職員等）等、多様でした。

窓口、電話相談で、家族との関係性や学校生活での様々な悩みに対して相談が寄せられました。窓口相談では、子どもの興味や関心がある話題から会話の糸口を見つけ、緊張をほぐします。その上で、調査相談専門員（以下、「専門員」といいます。）が丁寧に聞き取りをしたことで、素直な胸の内を自然と語ってくれました。

③ 高校生からの相談

高校生からの相談の内訳は、心身の悩み3件、家族の問題2件、いじめ1件、児童虐待1件でした。

学校生活の中で生じる悩みやいじめの相談がありました。対人関係で悩んでいる子どもには、気持ちに寄り添いながら一緒に問題を整理したり、時にはシミュレーションを行ったりと、やりとりをする中で、次第に子ども自身が自身の問題解決方法を考える力をつけていきました。

④ 大人からの相談

大人からの相談の内訳は、子育ての悩み14件、指導上の問題（教職員等）5件、児童虐待4件、学校等の対応3件、不登校3件、交友関係2件、いじめ2件、指導上の問題（教職員以外）1件、家族の問題1件、その他10件でした。

「大人」の内訳は、父又は母31件、親族3件、その他大人（一般市民女性、一般市民男性）11件となりました。父又は母31件のうち、26件は母親からの相談でした。

子どもの交友関係や、登校渋り等を、保護者自身が重く受け止めて深く悩んでおられるケースが多くありました。登校渋りの背景には、子どもの発達の特徴が窺えるケースや親自身の不安や生きづらさ等があるように見受けられました。それに伴い、教職員の指導や学校の対応に対する要望や悩みも加わってくるという特徴もありました。専門員が保護者の気持ちに寄り添い話を聞く一方で、学校と家庭の連携を強化するために、子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」といいます。）が両者の間に入り、調整活動を行うケースもありました。孤独になりがちな家庭の支援体制を強化することに繋がっていきました。

※4 相談の内容

相談者の主たる訴え（主訴）をさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主訴の内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主訴を一つに絞りました。

表 2 相談内容の内訳(実件数:71 件、延べ件数:202 件)

相談内容 相談者			いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他	合計（件）
子ども	小学生	実件数	2			4			1	1				1			9
		(延べ)	(3)			(4)			(1)	(2)				(4)			(14)
	中学生	実件数	1				1			1			1				4
		(延べ)	(1)				(1)			(1)			(2)				(5)
	高校生	実件数	1				3						2	1			7
		(延べ)	(9)				(13)						(4)	(19)			(45)
	未就学児	実件数															
		(延べ)															
	不明	実件数				1	1								3	1	6
		(延べ)				(1)	(7)								(3)	(1)	(12)
その他	実件数																
	(延べ)																
計	実件数	4			5	5		1	2			3	2	3	1	26	
	(延べ)	(13)			(5)	(21)		(1)	(3)			(6)	(23)	(3)	(1)	(76)	
大人	父又は母	実件数	1	3		2		14	3	5				2		1	31
		(延べ)	(8)	(7)		(11)		(41)	(13)	(8)				(17)		(2)	(107)
	親族	実件数	1										1			1	3
		(延べ)	(1)										(4)			(1)	(6)
	教職員等	実件数															
		(延べ)															
	教職員以外の指導者	実件数															
		(延べ)															
	不明	実件数															
		(延べ)															
	その他	実件数										1(※5)		2		8	11
		(延べ)										(0)		(3)		(10)	(13)
	計	実件数	2	3		2		14	3	5	1		1	4		10	45
		(延べ)	(9)	(7)		(11)		(41)	(13)	(8)	(0)		(4)	(20)		(13)	(126)
合計（件）		実件数	6	3		7	5	14	4	7	1		4	6	3	11	71
		(延べ)	(22)	(7)		(16)	(21)	(41)	(14)	(11)	(0)		(10)	(43)	(3)	(14)	(202)

☆「相談内容の内訳」の年度比較は P60 参照

※5 前年度からの継続件数であるが、今年度に入り相談がなかったため延べ件数は 0 となる。

(8) 事例紹介

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
事例① 相談者【本人】 高校生 心身の悩み メール 行動を起こす自信に繋がった継続的な関わり	【相談主旨】 入部している部活の継続への葛藤 【子どもの権利相談センターから】 本人は「今の部活の他にやりたいことができたが、辞めることで友達との縁が切れてしまうのではないかと」と退部後の友達との関係について悩んでいました。 やりたいことを尋ねると、「ボランティア活動を行いたい」と教えてくれました。その理由もとても整理されていたため、専門員より「友達にその気持ちを伝えても、きっと受け止めてくれるのではないかと」と助言をしましたが、本人は不安そうな様子でした。本人と一緒に一つ一つの不安や悩みについて考え、時間をかけて整理をし、時には趣味の話や家族の話を交えながら何度もメールのやりとりを重ねました。 ある日、友達についての話題になりました。本人は「友達  は大切な存在でずっと僕を支えてくれた。僕のやりたいことも応援してくれると思う」と、時間経過の中で、友達に退部を伝えることへの不安は薄れてきた様子でした。 数ヶ月後にメールが届き「やりとりをしているうちに気持ちが整理されて、辞めることを伝えることができました」と報告がありました。継続的な関わりにより、本人自ら行動を起こすことができました。
事例② 相談者【本人】 中学生 いじめ 電話 本心を言葉にすることができるまでのやりとり	【相談主旨】 授業中に発言するときに緊張してしまい、言葉が出なかったときにクラスメイトに笑われてしまうことについて 【子どもの権利相談センターから】  専門員はじっくりと時間をかけ、本人の不安な気持ちに寄り添い、話を聞きました。そうすることで、本人の中にある“学校の先生に相談をする練習がしたい”という本心にたどり着くことができました。 どのように先生に伝えるかを本人と一緒に考え、専門員が先生役となり、シミュレーションを行いました。シチュエーションを変えながら、何度も繰り返し行いました。 本人は自分の気持ちを言葉にすることが苦手でしたが、継続的な関わりにより、自分の気持ちを言葉にできるようになりました。 相談の最後には「自分の言葉で頑張ってみよう」と話し、本人の声色も初回相談時よりも、ずっと明るくなっていました。

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
事例③ 相談者【母親】 中学生 不登校 面談 母親へのエンパワメントによる不登校の改善	【相談主旨】 朝起きられない日が続き、不登校になってしまった娘への対応 【子どもの権利相談センターから】 母親は物事をネガティブに捉える傾向が強く、その傾向が少なからず娘にも影響している様子が窺えました。学校は娘の体調を心配し医療機関の受診を勧めていましたが娘は外部との接触を頑なに拒んでおり、そのことでも母親は悩んでいました。  母親が語る家庭の様子からは、娘は外部との接触は拒むものの、母親と料理を作ることを楽しむ等、良好な親子関係が窺えました。専門員は母親が良い面にも着目できるよう発想の転換を促し、母親のエンパワメントに重点を置き面談を重ねました。母親が前向きになってきたことに伴い娘にも変化が現れ、頑なに拒んでいた医療機関も受診し、適切な治療を受けることができました。その後は心身ともに少しずつ元気を取り戻し、外へ出られるようになりました。
事例④ 相談者【一般市民男性】 小学生 指導上の問題 (教職員以外) 電話 クラブチーム指導者に対する指導の改善	【相談主旨】 クラブチーム指導者による、体罰・暴言について  【子どもの権利相談センターから】 スポーツが好きで、近所のクラブチームの練習や試合観戦に行くという一般男性から、「指導が厳し過ぎて目にあまり、体罰や暴言も多く見ていて心が痛む」という相談がありました。 いき過ぎた指導により、子どもの人権が著しく侵害されていることは明らかであったため、擁護委員が調整活動を行いました。スポーツクラブの責任者に情報を伝えたところ、保護者からの苦情も多い指導者であることがわかりました。 擁護委員からは、子どもの権利を守り子どもにとって真の成長につながるような指導をするためには、クラブチームの指導者に対して、「ハラスメント研修」や「ガイドライン研修」等を行う重要性和、研修会参加への義務付けをしていく必要があるのではないか、という問題提起をしました。さらに、継続的に指導の在り方を話題にするような場を設けて欲しい旨もお伝えしました。 半年後、理事長から「モラルハラスメントについての講習会の開催や、問題となっている指導者への個別指導を行ったことにより、以前に比べるとだいぶ改善された」と問題解決の兆しが窺える報告がありました。

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
事例⑤ 相談者【母親】 小学生 学校等の対応の問題 面談 学校のいじめ対応について、擁護委員が学校訪問を行い、多角的な視点で解決に至ったケース	【相談主旨】 息子が嫌がらせを受け、相談した際の学校側の対応について 【子どもの権利相談センターから】 息子がクラスメイトから嫌がらせを受け、担任に相談したが「嫌がらせをした子が事実を認めないと学校側は対応できない」と言われ、真摯に受け止めてもらえないように感じるとメールが届きました。 担任への不信感が募っていたため、面談を行い、一緒に事実を整理しました。母親は当センターへ相談後、校長先生に担任の対応について直接相談し、担任にも理解して頂いたこと、また、安心できる別室を用意し居場所ができたことで、息子も安心して学校に通えるようになったことが分かりました。専門員は、母親の今までの行動力により学校に理解してもらえたのではないかと感じました。 しかし、後日、様子伺いをしたところ、母親の声からは疲弊が感じられ、新たに母子の関係性が良好ではない様子が生じていました。そのため、母親に面談提案をしましたが「疲れている」との理由で切電となりました。長期休みに入るということもあり、母子の様子が心配なため、今後の対応について擁護委員と協議しました。 一番母子と関りがあり、安否確認が可能なのは、学校であると判断し、学校訪問を行いました。訪問の結果、学校が母親と適切な対応を行っていることを確認できました。 その後、息子は元気に雪遊び等をして楽しく過ごしていることや、「休みが終わったら、以前のように息子が学校に通えるように頑張ってみます。また悩んだ時には相談したい」と母親の前向きな報告がありました。 

2 調整活動



(1) 調整活動とは ― 子どもの安心の回復のために ―

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係がこじれていたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子どもや大人、関係機関等に対して、擁護委員と専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず、問題を取り巻く一人ひとりが語ることを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのかを正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちを一つひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けた行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」、「救済の申立てを受けて」または「救済の申立てがなくてもその救済と権利の回復のために必要があると認めるとき」に、擁護委員の判断で行うこととしています（青森市子どもの権利条例(以下、「条例」といいます。)第18条第1項第1号～第3号）。

(2) 令和6年度の調整活動状況

令和6年度は「調整活動」を2件実施しました（前年度6件）。調整活動の延べ回数は7回となりました（前年度68回）（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

連携先 相談項目	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	子ども・保護者等	合計(回)
①指導上の問題 (クラブチームの指導)	0	0	0	0	4	0	4
②学校等の対応 (母子への支援)	2	0	0	0	0	1	3
合 計	2			4		1	7

☆「調整活動」の年度比較はP61 参照

3 調査活動

(1) 調査活動とは

擁護委員は、子どもやその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います。
(「申立案件」といいます。(条例第18条第1項第2号))

また、子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査を行います。(「自己発意案件」といいます(条例第18条第1項第3号))

事実の調査は、条例第18条第2項に定められた方法により行います。

これらは、あくまでも、「子どもの最善の利益」(子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号)を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関(※6)に対する勧告や、市の機関以外のもの(※7)に対する要請を行います(条例第18条第1項第4号)。

(2) 令和6年度の調査活動状況

① 申立案件

令和6年度は、申立案件はありませんでした。

② 自己発意案件

令和6年度は、自己発意案件はありませんでした。

☆「調査活動」の年度比較はP61 参照

※6 市の機関

市長、市教育委員会等(市立小中学校を含む)の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

4 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携について

子どもの権利の侵害には、子どもが発達途上にあるために自分がされていること（されたこと）が権利侵害だと理解できなかったり、権利主張の力が弱いために自ら助けを求めることができないという特性があります。このため、権利侵害が日常化し、心に深い傷を残すことや、その後の成長に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の侵害に関する相談と救済にあたり、市内にある各種相談機関（国、県、市、団体・個人など、また領域としては、保健、医療、福祉、教育など）と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した対応に努めています（条例第16条）。

(2) 令和6年度の関係機関との連携状況

令和6年度は「関係機関との連携」を、4件実施（前年度12件）しました。権利侵害からの救済のために、子どもの権利相談センターが子ども（保護者）の理解を得て、より専門的な機関との橋渡し役となった案件が多くなっています。「関係機関との連携」の延べ回数は8回（前年度57回）になりました（表4）。

表4 相談項目別の連携先と回数

相談項目 \ 連携先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	合計(回)
①家族の問題 (家庭への対応)	0	0	0	0	1	1
②児童虐待 (児相への通告)	0	0	0	0	1	1
③交友関係 (家庭への対応)	0	0	0	5	0	5
④指導上の問題 (教職員の指導)	0	0	0	0	1	1
合 計	0			8		8



運営会議

1 運営会議

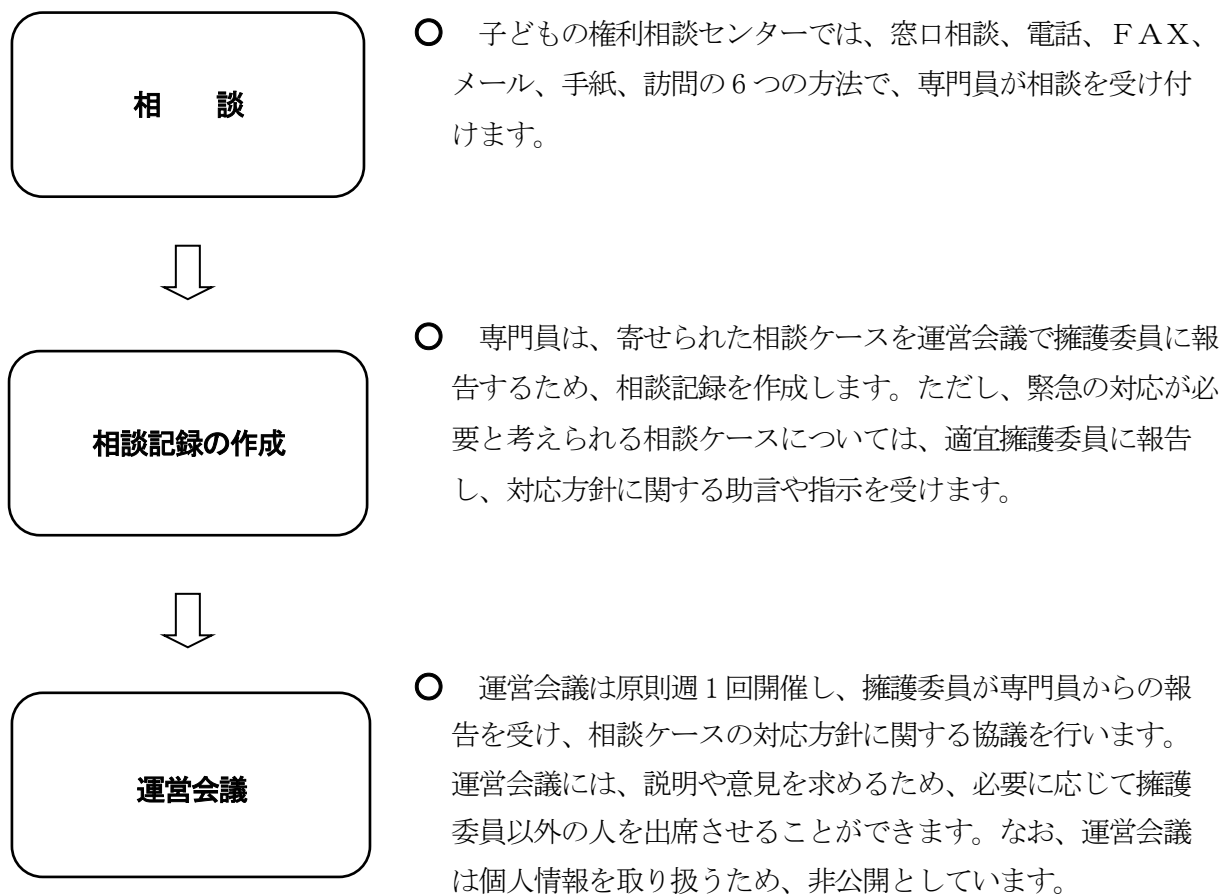
Ⅱ 運営会議

1 運営会議

擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

運営会議では、子どもの権利相談センターに寄せられた相談及びその対応状況について、擁護委員が専門員から詳細な報告を受けて、スーパーバイザーとして、法律や教育、心理などの専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

(1) 運営会議までの主な流れ



(2) 運営会議の開催状況

令和6年度は、運営会議を48回開催しました（表5）。

表5 令和6年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(回)
4	5	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	48



広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動の役割
- 2 子どもへの広報・啓発活動
- 3 大人への広報・啓発活動
- 4 出前講座
- 5 調査相談専門員が受講した研修、出席した会議

Ⅲ 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動の役割

広報・啓発活動は、子どもの権利侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査活動とともに重要なものであり、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに、子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることです。

第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

条例第10条では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うことはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。



(1) 広報・啓発活動一覧

子どもの権利相談センターでは、これまで継続的に行ってきた広報・啓発活動を令和6年度も引き続き行いました。（表6）。

表6 広報・啓発活動の実施状況

	項目	実施時期	対象等（配付先）、掲示場所等
子ども	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシの配付 ※P25参照	R6.4月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	令和5年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書の配付	R6.5月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、 認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
	(B) 携帯用カードの配付 ※P26参照	R6.7月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(C) 子どもの権利相談センターだよりvol. 8の配付 子どもの権利相談センターだよりvol. 9の配付 vol. 10の配付 ※P27～P29参照	R6.6月 R6.10月 R7.2月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(D) 青森市子どもの権利条例リーフレットの配付 ① 小学1年生～小学4年生版 ② 小学5年生～中学生版 ③ 高校生～大人版 ④ 特別支援学校用 ※P30～P33参照	R6.11月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシの配付 ※P25参照	R7.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等
	(A) 「子どもの権利相談センター」ポスターの配付 ※P25参照 (A)表面の拡大版	R7.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等
大人	(C) 子どもの権利相談センターだよりの掲示 ※P27～P29参照	R6.6月 R6.10月 R7.2月	・市役所駅前庁舎2階 (子育て支援課前) ・青森市ホームページ
	(E) 「子どもの権利の日」パネル展の開催 ※P35参照	R6.11月	・市役所駅前庁舎駅前スクエア ・青森市民図書館7階
	「広報あおもり」への掲載 特集記事の掲載 センター周知記事の掲載	6月号 11月号	・市内全世帯
	スタッフコラムの掲載 ※P36参照	随時	・青森市ホームページ
	出前講座の開催 ※P37参照	随時	・5名以上で参加いただける団体、 グループ
	子どもの権利相談センターからの情報提供	随時	・青森市ホームページ

2 子どもへの広報・啓発活動

(1) チラシや携帯用カード、子どもの権利相談センターだより等の配付

子どもの権利相談センターでは、市内の子どもたちに子どもの権利相談センターを周知するため、令和6年度は、チラシや携帯用カード、リーフレットを市内の全児童生徒に、子どもの権利相談センターだより、ポスターを市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付しました。

(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面



**子どもの権利
FAX相談 & お手紙相談**



① このまま FAX するか → FAX: 017-763-5678 ② この用紙を封筒に入れて送ってね

★相談したいことは、次のどれに当てはまりますか。1つ、えらんでください

☐ いじめ ☐ 体罰や暴力 ☐ 友達のこと ☐ 学校のこと

☐ 家族のこと ☐ 自分のこと ☐ そのほかのこと()

★相談したいことを書いてね.....

★「子どもの権利相談センター」からのお返事がほしいときは、必ず必ず、あなたの名前、住所、電話番号を書いてください。

お名前 (姓・名) 学年

お住所 (市町村) 学校名

お電話番号 (市外局番) 1 FAXかよい ☐ FAX番号()

1つに○を 2 電話かよい ☐ 電話番号()

つけてね。 3 手紙かよい (※ 電話は、平日の午前10時～午後6時まで)

〒 市役所

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階

子どもの権利相談センター 行

悩んでいること
相談してみませんか？

こういうとき、ありませんか？

☐ クラスメイトにいじめられている ☐ 自分の気持ちを聞いてほしい

☐ 不登校で悩んでいる ☐ 兄弟と比べられて苦しい

☐ クラブチームを辞めさせてもらえない ☐ 家族のことで困っている など...

勇気をだして
相談してみませんか？

ひとりで悩まないで、あなたの気持ちを聞かせ
てください。あなたの気持ちを大切にします。

気持ちを話す

一緒に考える

あなたが悩んでいることを一緒に考えます。

どうなれば安心できるかを一緒に考えます。

わかった！、安心できた

あなたが「もう大丈夫」と、
思えるまでやりとりを続ける
ことができます。

調べる、伝えるなど

あなたの周りの大人にお話を聞いたリ、協力を
をお願いします。また、あなたの気持ちを
代わりに伝えることも出来ます。

子どもの権利の専門家の
子どもの権利擁護委員が3名います！

青森市子どもの権利相談センター

☎ 電話で話す...0120-370-642
(お宅からかけられます)

🗣 会って話す...子どもの権利相談センターで話す

✉ 手紙を送る...〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階
青森市子どもの権利相談センター

✉ メールを送る...ao-kodomonkenri@city.aomori.jp

※お返事がほしい場合はお返しの住所と氏名を必ずお知らせください。

青森市 子どもの権利 相談 検索

(B) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード 表面/裏面

悩 なや

なんでいること
相談してみませんか？

友達
のこと

学校
のこと

家族
のこと

自分
のこと

あなたが
安心して
方法と一緒に
考えよう

青森市 子どもの権利相談センター

0120-370-642

(通話無料)

(月～金 10:00～18:00)

青森市 子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センターで相談
市役所駅前庁舎（アウカ）3階

※面談は事前予約がおすすめです

面談する
メール相談
手紙相談
FAX相談

ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7

子どもの権利相談センター

017-763-5678

月～金 10:00～18:00
※土日・祝日・年末年始はお休み

ひみつは
かならず
守ります！

青森市ホームページ▲

電話相談もできます（番号はおもて面）、お話しやすい方法でご相談ください。

そのほか相談できること	
いじめかな？と感じたら… フレンドリーダイヤル ☎ 017-743-3600 (9:00～24:00 年中無休)	虐待かな？と思ったら… 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189(いちひやく) (通話無料 24時間受付 年中無休)

発行：青森市子どもの権利相談センター事務局（青森市福祉部子育て支援課）

(C)子どもの権利相談センターだより

(子どもの権利相談センターだより vol.8 6月発行)

青森市子どもの権利相談センターだより

Vol.8 2024年6月発行

こころのモヤモヤきかせてください

こんなこと相談しても
いいのかな？



それはダメだよって
言われたりしないかな？



めまたいいん
沼田委員

ありのまま
何を話してもいいんだよ



こばやしいいん
小林委員

あなたを中心に
解決していくことを考えるよ



せきやしいいん
関谷委員

相談すると安心するよ

☆センターでお話する方法を紹介☆

青森駅から歩いて5分、
アウガの3階にあるよ^^



相談しているところは、
だれにも見られないよ。
ひみつは守るので、
安心して話してね。

相談のお部屋



うまく話せなくても大
丈夫！いろんな話をし
ながら、あなたが安心
できる方法を一緒に考
えていこう。



きいてほしいこと
ほなしたいこと

あなたが「安心できた」と、
思えるまでやりとりを
続けることができるよ。
電話やメールなど
話しやすい方法に変えてもOK☆

ま
待ってるよ~ /



相談員

青森市子どもの権利相談センター

☎ 電話で話す・・・0120-370-642
(お金はかかりません)

👤 会って話す・・・子どもの権利相談センターで話す

✉ 手紙を送る・・・〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階
青森市子どもの権利相談センター

✉ メールを送る・・・ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

※青森市にお住まいの18歳未満のお子さんと、その周りの大人が相談できます。

青森駅から歩いて5分！
アウガ3階にあります☆



【相談ができる時間】

月～金曜日 10:00～18:00
土日祝日・年末年始は休み



一歩もとると
かんたんに
アクセス
できます！

青森市子どもの権利相談センターだより

Vol.9 2024年10月発行

あなたに届けたい おすすめの1冊



～弁護士 沼田委員のおすすめ～

「夜と霧」

著者 ヴィクトール・E. フランク 出版社 みすず書房

「夜と霧」は、第二次世界大戦の最中、ナチスに捉えられたユダヤ人精神科医のフランクが、アウシュビッツほかでの苛酷な強制収容所生活を生きた経験を書いた名著です。

あなたが人生に絶望しようとも、人生があなたに絶望することはない、何かのため、誰かのためにできることがきつとある、何かや誰かがあなたを待っているとして、どんな苦しみにも意味があり、その果てには必ず光があることを教えてくれます。



～元大学教授 小林委員のおすすめ～

「がんばりすぎてしまう、あなたへ」

著者 宇佐美 百合子 出版社 SANCTUARY BOOKS

競争社会という言葉があります。高速道路を走っているように追い込まれ「競争しながら走り続けたい」といえないような日常の中にいると感じることはありませんか？そのような毎日では、心も体も休まらずに、疲れ切ってしまいますね。

そんなことを感じた時に、おすすめの1冊があります。

「自分に愛を」「オンリーワン」「自分を信じること」「ココロで反応する」「否定しない心」「ありがとうの気持ち」「カラダの声」といった小さなタイトルが並んでいます。どうぞ、心に栄養がほしいと思う時に、読んでみてください。



「成瀬は天下を取りに行く」

著者 宮崎 未奈 出版社 新潮社

成瀬は、ちょっと変わった、予測不能で、信じた道を突き進む、頭のいい女の子です。中2の夏休み、「わたしはこの夏を西武に捧げようと思う」と宣言して、営業終了するデパートに、ライオンのユニフォームを着て、通い続けます。

飄々として、孤立を気にしない成瀬ですが、周りの子は、いつの間にか、独特の魅力に引き寄せられていきます。痛快な「成瀬ワールド」を楽しんでください。



～臨床心理士・公認心理師

関谷委員のおすすめ～



「きつねのおきやくさま」

著者 あまん きみこ 出版社 サンリッド社

私たちは神さまではないので、やさしい気持ちの時もあれば、ずるいことを考えることもありますよね。

この絵本のきつねも、はじめはずるい気持ちでいっぱいでしたが、ひよこ、あひる、うさぎを育てているうちに…そして、どうなったの？って？

つづきは、ぜひ本を手にとって読んでもらいたいです。

100冊の絵本を読んだ中から、私が1番好きだと思ったお薦めの絵本です。

～相談員のおすすめ～

青森市子どもの権利相談センター

☎ 電話で話す・・・0120-370-642
(お金がかかりません)

🗨 会って話す・・・子どもの権利相談センターで話す

✉ 手紙を送る・・・〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階

✉ メールを送る・・・ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

※青森市にお住まいの18歳未満のお子さんと、その周りの大人が相談できます。

青森駅から徒歩5分！

アウグ3階にあります☆

【相談ができる時間】

月～金曜日 10:00～18:00

土日祝日・年末年始はお休み



～よみとるご
かんたんに
アクセス
できます！

発行：青森市子どもの権利相談センター事務局（青森市福祉部子育て支援課）

青森市子どもの権利相談センターだより

Vol.10 2025年 2月発行

こんなことはありませんか？

- ・ 友だちに気にしていることを言われてつらい
- ・ いじめられて学校に行きたくない
- ・ 家の手伝いが多すぎて、少ししんどい
- ・ 安心して家にいることができない



あなたの
タイミングで
どんなことでも
相談してね♪

～実際に相談をしてくれた子どもたちから、こんな声が届いているよ～

相談すると…



気持ちの整理が
つきました！



仲直りできたよ
ありがとう！

青森市子ども会議に参加してみよう！

いろいろな活動を通して、子どもの権利について、楽しく学ぶことができます。

令和6年度は、30人の子ども達が活動しています。

市内に住んでいる、市内の学校に通っている小5～高3の子どもなら誰でもOK！

活動は、土日が中心の
月1～2回！

年齢や学校もちがう
友だちもできるよ！



／ねぶたまつり／



／子どもの権利について勉強会／



／&ラビの「じよもじよも」／



／クッキング／



／チェックしてみてね／



青森市子どもの権利相談センター



電話で話す・・・0120-370-642

(お金はかかりません)



会って話す・・・子どもの権利相談センターで話す



手紙を送る・・・〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階

青森市子どもの権利相談センター



メールを送る・・・ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp



【相談ができる時間】

月～金曜日 10:00～18:00
土日祝日・年末年始はお休み

※青森市にお住まいの18歳未満のお子さんと、その周りの大人が相談できます。

青森市 子どもの権利 相談 で検索

あなたに知ってほしい！！

子どもの権利のこと

～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。
青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に
育ってほしいというねがいをこめた、「青森市子どもの権利条
例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】

青森市福祉部子育て支援課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎3階

TEL : 017-734-5320 FAX : 017-763-5678

(青森市子どもの権利条例は、青森市のホームページでも見るができます。)

青森市子どもの権利条例 で検索 🔍

(高校生～大人版)

11月20日は 青森市子どもの 権利の日



「子どもの権利」ってなんだろう？

すべての子どもは、親や大人から大切にされて、しあわせに生きることが出来ます。
このことを「子どもの権利」といいます。

子どもの権利は、あなたにも、ほかの人にもあります。
自分とおなじように、ほかの人を思いやる気持ちをしわすれないでください。

～あなたには、つぎのような権利があります～

おどなのやくそく

子どもの権利を大切にします！
力をあわせて、子どもたちをささえます！
子どもとっていちばんいいことは何かを考えます！

自分と同じように、
相手にも権利がある
ことを忘れちゃいけないんだね。
よ！！
相手を思いやる
気持ちが大切だよ！！

①安心して生きる権利

命がいちばん大切。
平和で安全に
くらすごことが
できるよ。



ぼくたちはみんな、
愛されながら大き
く育つことができ
るんだ。

こころや体を傷つけ
られることはあつて
はならないこと。
みんな守ってもら
えるよ。

どんな理由
があっても
差別されな
いんだ。

こまっていると
きや不安に思っ
ているときは、
相談することが
できるよ。

②自分らしく生きる権利

自分がきめた
夢や目標にむ
かってチャレ
ンジしよう。



安心してすごすこ
とができる時間や
場所をもつことが
できるんだ。

自分が思ふこと
や感じたことは、
自由に表現して
いいんだ。

自分ににとって必要
なことをおしえて
もらうことができ
るよ。

ひとりひとりが大切な
存在なんだ。
人とちがっている
ことは、はすかし
いことじゃないよ。

③豊かで健やかに育つ権利

子どもは、遊ん
だり、学んだり
しながら育つこ
とができるよ。



芸術やスポーツに
ふれることも、心
を豊かにするため
には大切だね。

青森市の伝統や
文化にふれるこ
とも大切だよ。

青森市の豊かな
自然も、私たち
をたくましく育
ててくれるよ。

まちがったり失敗
したりすること
をわがらないで、
どんどんチャレ
ンジしてみよう。

④意見を表明し参加する権利

自分の思いや考
えを言ってもい
いんだよ。



相手の思いや考
えも大切にしな
くちゃいけない
ね。

ぼくたちの意見は、
大切にしてみらえ
るよ。

仲間であつまって、
自分たちで活動す
ることが出来るよ。
でも、相手のめい
わくになるような
ことは、してはい
けないんだ。

「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもとづいて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達段階に応じた支援を受けることができます。

★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ち
が大切だよ！！



自分と同じように、
相手にも権利がある
ことを忘れちゃいけ
ないんだね。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

みんなにはどんな権利があるの？



すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！

安心して生きる権利

守ってもらえる！
助けてもらえる！
いじめられない！
暴力・差別を受けない！
相談できる！
命が守られる！

豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！
いろいろな体験をする！
楽しい時間を過ごす！
失敗しても何度でも
チャレンジできる！

自分らしく生きる権利

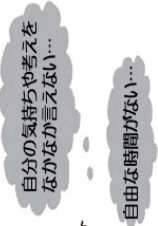
ありのままの自分でいられる！
安心できる居場所がある！
プライバシーが守られている！
自由に過ごせる時間がある！

意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえろ！
自分の気持ちや考えを表現できる！
自分に合った活動ができる！
話し合いの場にいられる！



いま、不安だ、悲しい、苦しいと
感じているとしたら、
安心して生きる権利が
守られているとは言えません！



自分の気持ちや考えを
なかなか言えない...
自由な時間がない...

1 「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「子どもの権利条約」(※1)の理念に基づき、子どもが愛情をもって育まれ、毎日(を)のびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

(※1) 「子どもの権利条約」

世界中の子ども一人一人が人間として当然持っている権利を保障し、子どもたちがこれらの権利を行使できるように1989年(平成元年)に国際連合において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

2 子どもの権利保障の基本的な考え方

この条例では、子どもの権利保障は、次のような基本的な考え方に従って進められなければならないことを定めています。

子どもの最善の利益を優先して考えること

「子どもの最善の利益」とは、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今ももっとも良いことは何かを第一に考える」という子どもの権利条約の基本理念に基づいた考え方で、

子ども一人一人が権利の主体として尊重されること

子どもは、単に保護される対象ではなく、権利を行使する主体でもあるという考え方で、

子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること

子どもは、その年齢や成長、発達の段階に応じて、それぞれ異なった対応が求められることから、子ども一人一人の成長や発達に度合いに応じた適切な支援が行われるべきであるという考え方で、

3 大人の責務

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。
子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければなりません。

保護者の責務

保護者は、**子育ての第一の責任者**として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民の責務

地域住民は、**地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であること**を認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

育ち学ぶ施設(※2)の関係者の責務

育ち学ぶ施設の関係者は、**子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を担うこと**を認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(※2) 育ち学ぶ施設

保育園、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設のこと。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

4 子どもにとって大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

安心して生きる権利

- ・命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- ・愛情をもって育まれること。
- ・食事、医療、休養が保障され、健康的な生活を送ること。
- ・いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- ・性別、国籍、障がいなどを理由に、いかなる差別を受けないこと。
- ・困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

自分らしく生きる権利

- ・自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ・自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- ・プライバシーや自らの名誉が守られること。
- ・自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- ・自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- ・自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- ・安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

豊かで健やかに育つ権利

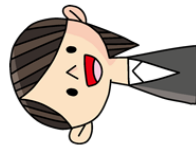
- ・遊ぶこと。
- ・学ぶこと。
- ・芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- ・青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- ・まちがよいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

意見を表明し参加する権利

- ・家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- ・自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- ・自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- ・仲間をつくり、集まり、活動すること。

他人の権利を尊重することも大切です！！

この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要がありますことから、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」(第5条)と規定しています。



(2) 小・中学校における「青森市子どもの権利条例」の理解を深める活動の実施

子どもの権利相談センターでは、市教育委員会と連携し、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、子どもの権利に関する理解を深めるための活動を実施しています。市内各小・中学校では子どもの権利について学習する場を設け、子どもの権利相談センターが配付した「青森市子どもの権利条例」リーフレットを活用しながら“子どもにとって大切な権利”について理解を深めました。

☆「青森市子どもの権利条例」リーフレットはP30～P33 参照

【子どもの権利の学習後に寄せられた感想です】

- ・ 僕は、ママが選んだ服や帽子を着て学校に行きます。でも、かぶってきた帽子を笑われた。ママに他の帽子にしようと言った。ママが「似合っているよ」と言ってくれた。僕は、「自分らしく生きる」を知って、恥ずかしがらないようにすると思いました。

(小学3年生)

- ・ わたしは人とちがっていることは、はずかしいことではないということがわかりました。もし、この権利がなかったら、自分が持っている個性を出すことができず悔いが残ってしまいます。また、その持っている個性を使って、何かが良くなるチャンスをのがしてしてしまうかもしれません。これから、自分ができることをどんどんやっていきたいです。

(小学4年生)

- ・ ぼくは、この人生の主人公として子どもの権利を大事にするということと、他のひともその権利をもっているということを意識しながら生活するようにしたいです。大人になにか言われたとき、それは子どもの権利をもっている自分にたいしてどうなのかをしっかり考えます。

(小学5年生)

- ・ なかなか、「権利」という言葉を聞くと重たく難しいことのように感じてしまいますが、実はすごく身近で、常に守られているということがわかりました。そのことをどのように説明したら、小学生でもわかるのかを考えるのは難しかったですが、今一度それぞれの権利の意味を再確認できたので良かったと思います。今は、大人に守られているものですが、いつか私達も守られる側ではなく、守る側になるんだと感じました。

(中学3年生)



☆本文は原文のまま掲載しています。

3 大人への広報・啓発活動

(1) パネル展示による広報・啓発活動

子どもの権利相談センターでは、大人を対象に子どもの権利について周知するため、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、「子どもの権利の日パネル展」を開催しました。令和6年度は、昨年度に引き続き、青森市民図書館でもパネル展を開催し、子どもの権利の普及・啓発に努めました。

(E) 「子どもの権利の日」パネル展



市役所駅前庁舎駅前スクエア（11月1日、5日～6日）



青森市民図書館（11月2日～27日）

(2) 青森市ホームページにスタッフコラムを掲載

子どもの権利相談センターでは、青森市ホームページに子どもの権利相談センターのページを開設し、擁護委員の子どもの権利に関する思いや感想などをコラムとして掲載しています。令和6年度に掲載したスタッフコラムは次のとおりです。

 沼田 徹 委員	第1号 何でも自由に話せていますか？ 重要な人権である「表現の自由」の保障の下、誰もが疑問や感じたことをありのままに話せているか。安心して疑問や意見を言うことができる場、すなわち心理的な安全性の保障された場が求められています。
 小林史美委員	第2号 子ども自身が自分を「かけがえのない存在」と感じてほしい 第3号 子ども自身が自分や他者との折り合いをつける力 第4号 子ども自身が権利を行使するための安全基地 子ども自身が自分をかけがえのない存在と自覚し、自らの権利を行使し、子どもがよりよい課題解決に向かうためには何が必要かについてお話しています。
 関谷道夫委員	第5号 私の本棚①『成瀬は信じた道をいく』 ～成瀬と広瀬は似ているけれど～ 第6号 私の本棚②『心的外傷と回復』 ～凄惨ないじめと心的外傷後ストレス障害(PTSD)～ 第7号 私の本棚③ ふたつの『夜と霧』(その1) ～愛する人の眼差し、愛する人の面影～ 第8号 私の本棚④ ふたつの『夜と霧』(その2) ～絶望の果てにあつてこそ、一条の希望の光は差し込む～ みなさんに読んでいただきたいお勧めの一冊として、私の本棚からいくつか紹介します。ぜひ読んでみてください。

☆詳細は青森市ホームページ「子どもの権利相談センタースタッフコラム」をご覧ください。

(3) 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法等を掲載

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利相談センターの周知を行うため、「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載しました。

特に、6月号には、子どもの権利相談センターの1年間の活動をまとめた活動報告書について、相談事例を交えて紹介する記事を掲載しました。

(4) 市役所駅前庁舎・青森市ホームページに子どもの権利相談センターだよりを掲示

子どもの権利相談センターでは、6月、10月、2月の計3回、子どもの権利相談センターだよりを作成し、市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付しました。センターだよりは、青森市役所駅前庁舎2階に掲示しているほか、青森市ホームページの子どもの権利相談センターのページでご覧いただけます。

☆センターだよりはP27～P29 参照

4 出前講座

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の普及・啓発を図るため、擁護委員による出前講座を実施し、子どもの権利について学び、理解する機会を提供しています（表 7）。

表 7 出前講座の実施状況

実施時期	講演テーマ	参加者(団体)	参加者数
R6.4 月	 「子どもの権利」について	市子ども会議委員	22 人
R6.6 月	 児童の友人関係のあり方と「子どもの権利」	青森市小学校教頭会	40 人
R6.7 月	 子ども(あなた)の権利について考えよう	筒井中学校全校生徒、保護者	500 人
R6.7 月	 いじめ問題への教職員の対応 ～学校における法的責任	青森市小学校教頭会	40 人
R6.8 月	 「子どもの権利」について	市子ども会議委員	12 人
R6.9 月	 相談してもいいんだよ…権利の視点から	筒井小学校全校児童	450 人
R6.12 月	 子どもの権利条例と子どもの権利	浪岡中学校区学校運営協議会(浪岡地区 6 校の小 6 児童及び中学生)	500 人



- ・ 自分が子どもだったことはあっても、自分の子ども時代と目の前の子どもとは、まったく違うんだと思った。
子どもに接する時は「あなたのことを教えてほしい」という気持ちで接していきたいと思った。
- ・ みんな一人一人顔も性格も何もかも違うから意見を言うてはいけなのではなく、何もかも違うから意見をたくさん言えて、その意見が異なるから面白いんだよということを自分で考えることができました。
- ・ 私が今日心に残ったのは、子供には「失敗する権利」があるということです。私は、みんなの前で失敗するのが嫌で、いろんなことに挑戦することができませんでした。でも、今回の講話を聞いて、失敗してもいいから、挑戦してみようと思えました。また困ったときは、しっかり相談して、自分のことも他の人のことも気にかけてあげたいです。



出前講座のご意見・ご感想の一部を紹介します！




☆本文は原文のまま掲載しています。

5 調査相談専門員が受講した研修、出席した会議

(1)発達障害が気になる子の具体的な対応について

主 催：令和6年度 第1回教育・保育施設職員研修会
日 時：令和6年8月15日
場 所：青森市福祉増進センター（しあわせプラザ） 2階 研修室
内 容：「青森県子どもの発達支援ガイドブック」を用いながら、発達障害の種類別の特性や社会性の現れ方・具体的な支援方法について学ぶ。

(2)児童虐待の理解と対応～不適切保育も含めて～

主 催：令和6年度 第2回教育・保育施設職員研修会
日 時：令和6年9月11日
場 所：青森市福祉増進センター（しあわせプラザ） 2階 研修室
内 容：近年、児童虐待の件数が増加傾向にあり、保育所等の不適切な保育（＝虐待等）が社会問題化している。講師の現場経験と心理学的視点から「虐待」に通底する構造的な問題について学ぶ。

(3)ヤングケアラー研修会

主 催：令和6年度 青森市ヤングケアラー研修会
日 時：令和6年11月6日
場 所：青森市男女共同参画プラザカダール5階 AV 多機能ホール
内 容：元ヤングケアラー経験者であり、現在は一般社団法人ヤングケアラー協会の理事を務めている方を講師に招き、当事者視点からヤングケアラーについて考える。分野を超えて支援の輪を広げることの重要性について認識を深めるために、異職種でのグループセッションを行い、それぞれの分野でできることについて意見交換を行う。

(4)子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出

主 催：令和6年度 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2024名古屋
日 時：令和7年2月22日、23日の計2日間
場 所：愛知県伏見ライフプラザ、ウインクあいち（オンラインによる参加）
内 容：子どもの権利を実現する文化及び社会の構築を目指して、各自治体における子ども施策の現状と課題を分析し、今後総合的推進に向けてどのように取り組んでいくべきかを検討する。

IV

子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「ジェンダーギャップ（男女格差）について」

子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「学校と保護者の深刻な対立、そして解決への道」

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

ジェンダーギャップ(男女格差)について



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

世界経済フォーラムが発表した、2024年のジェンダーギャップ指数（男女格差の程度を表す指数）では、日本の男女格差は146か国中118位でした。

G7で最下位、先進国であるOECD38か国でもワースト2、東アジア・太平洋地域においてもワースト2でジェンダーギャップ指数の公表が開始された2006年の順位は80位でしたから、そこから後退したままです。

特に、国会議員や管理職、研究者、医師、法律職、公務員、教員、校長などに占める女性比率も最低レベルで、公的な立場から女性が排除されている状態が順位に反映されています。

ジェンダーとは、社会的・文化的に作られた性別のことで、社会で共通に考えられている「女らしさ」とか「男らしさ」といったものです。

我が国では、多くの人が典型的だと思う女性像や男性像、すなわち様々なジェンダーステレオタイプが蔓延しており、それは収入を始めとした男女の格差を固定的なものにしています。

例えば、「女性は理系（数学や理科）が苦手」と言われますが、世界には、女性の方が理系の科目の点数の高い国が数多くあります。女子は生まれつき数学や科学に向いていないのではなく、そういった思い込みが教師や親など周りの大人たちに刷り込まれた結果、本当に数学や科学が不得意になってしまうようです。

脳科学などでは、男女間にやや違いが見られる場合でも、それより男性・女性の個々人による違いのほうが遙かに大きいことが検証されているそうですから、「女性は理系（数学や理科）が苦手」というのは、日本社会が生みだした思い込みであると言えます。さらに、私達の社会では、

- ・ 男性は仕事をして家庭を支えるべきだ
- ・ 男性は結婚して家庭をもって一人前だ
- ・ 家事・育児は女性がするものだ
- ・ 共働きでも男性は家庭より仕事を優先すべきだ
- ・ 組織のリーダーは男性が向いている

などといった、男女の平等の観点からは、大変問題の大きい「思い込み」も未だに根強いものがありそれが女性の活躍を妨げています。

ジェンダーの問題は、男女の個人の尊厳が尊重され、性別による差別的取扱を受けず個人としての能力発揮の機会が確保されるなど、人権が尊重されることを導きの星として、解決されねばなりません。すなわち、日本の男女格差は紛れもなく人権問題です。

アイスランドは15年連続でジェンダーギャップ指数1位ですが、平等が自然に実現できているのでは

ありません。1975年10月24日「女性の休日」という女性の9割が参加したストライキで、大きく歯車が

動きました。そのときのスローガンは、所得格差を踏まえ、「私達は男性の60%ではない。」というものでした。第1位のアイスランドでは、今でもなお、平等を求めてデモがあります。諦めずに声を上げ続け、不斷の努力を継続しているのです。日本は42年遅れていると言われていますが、要は、性別によって人は差別されるべきではないという当たり前の人権意識をどれだけ多くの人が持ち、地道に権利実現の努力ができるかの違いではないかと思われます。

私達は、日本国憲法第12条が、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によって、これを保持しなければならない。」と定めているところに、常に立ち返らねばならないと思います。

(ぬまた とおる 弁護士)



学校と保護者の深刻な対立、そして解決への道



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

1. 静かな修羅場

子どもの母親が、在籍する学校の先生と校長を厳しい言葉で責めていました。母親の迫力は罵倒と感じられる程のものでした。

学校での「不適切な教育」「問題を解決できない学校」に対して、一つひとつ具体的な例を示しながら責め立てています。母親は、抱えている課題に関する知識が豊富で、法令や通知等についても精通し、訴えは理路整然としていました。様々な専門書を読破し、専門研修やグループワークなどにも積極的に参加しているのが分かります。必死に訴える親の姿からは、適切に対応してもらえない“もどかしさ”、我が子の幸せのために最善の環境を築こうとする熱意が伝わってきます。

対応する学校の教師からは、母親の激しい感情表出に対する驚き、困惑、戸惑いが伝わってきます。話し合いで穏やかに収めたい気持ちもひしひしと伝わってきます。丁寧に応対していますが、納得してもらえない状況ではなく「どうしたものやら？」という空気が漂っています。教師にとって、保護者から「それでも教育のプロなのか？」と痛烈に攻撃・侮辱されることはあったでしょうか。

その場にいた「子どもの権利擁護委員（弁護士・教育者・臨床心理士）」も、学校と保護者とが、これ程までにあからさまに対立する時代になったのかと驚いたものです。

昨今の当センターへの相談で、特に印象に残っているのは、**<教員・学校>と<子ども・保護者>の対立の構図**です。

学校内外の執拗ないじめや対人トラブル、教師の不適切な教育や指導（暴言・暴力）、不登校への対応、発達障害などへの合理的な配慮について、保護者から厳しい注文・苦情・不満が出てきます。「（先生は）何もしてくれなかった」「あてにならない」「解決の能力がない」「いじめは続いている」「こんな学校には登校させられない」「謝罪してほしい」という厳しい言葉が飛び出していきます。

その背景として、子ども・保護者が多様化し、そして教師の資質も多彩になっていることがあります。教師・子ども・保護者の関係を支えていた暗黙の上下関係は希薄化し、大人しくしていません。情報の豊富な主張する保護者も台頭しています。要求水準が高くなって、いじめ案件などでは、努力だけでなく、教育・指導の成果・実効性を強く求められます。

経験の浅い教師に、これら进行处理できるスキルや手立てを期待するのは酷かもしれません。執拗なクレームに対応するコミュニケーション能力も不足しています。対人トラブルに関するストレス耐性やモチベーションが低下している場合もあります。

こうした苛酷なストレスに直面する教員の不安感・孤独感を考えると、教員個人の資質に還元するのではなく、臨機応変に対応できる学校システムの構築が急がれます。従来からの職階による指導・

監督とともに、対等な立場で、解決に役立つ専門的支援を行う人材やチームが必要な気がします。も

ちろん、学校のプロ集団ですから、様々議論し、整理してきたと思いますが、親からみると、不満に思うことが多々あるように思います。

基本的に、相互の「**信頼**」「**敬意**」があつてこそ、教育は存在するものです。これが壊れた時の修復は簡単ではありません。

かつて、学校の先生はとても偉いもので、批判するなどはもっての外のことでした。教育・指導の結果としてのエビデンスを問うこともありませんでした。今では、「結果を出せない」「何もしてくれなかった」「むしろ悪化した」と、実効性や不作為を問う訴えが当たり前に見られます。当センターにも「民事裁判を起こして損害賠償を求めたい」という相談が珍しくありません。



2. 「クライシス・マネジメント」の必要な時代

一般的に、今の学校には、執拗ないじめ・対人トラブル・発達障害・ハラスメント・SNS 被害・長期不登校など、簡単には片付かない問題が横たわっています。

基本的に、保護者が、我が子の幸せのために、学校や教育委員会に対して、効果的で実効性のある措置を求めることは当然のことです。それが担保される機会や場も、当然確保されるべきです。教育の専門家として真摯に対応していかなければなりません。

一方で、保護者の一部には、**バイアス（偏りや偏見）のかかった「行動・認知パターン」**で、問題の解決に結びつかない執拗な要求や謝罪を繰り返し求める人が存在しない訳ではありません。他責的・他罰的な保護者は強いものです。全力で立ち向かっていきます。昔のような教師・学校・行政と言う権威だけでは引き下がりません。「話せばわかる」「理解は得られる」という安易なものでもありません。効果的・適切に対応しなければ、ますますこじれていきます。

これらに対応する教員は、強烈なストレスで「**教員としての自信**」「**自尊感情**」が著しく傷付けられます。「**無力感**」「**孤立無援感**」「**被害感**」「**消耗感**」などのネガティブな気持ちが高まります。次第に、心身が疲弊し、**メンタルヘルス不調・バーンアウト（burnout）・うつ状態**などに陥ります。休職や離職に至ることもあるかもしれません。

学校現場においても、**精神疾患により病気休職**を発令された教職員の人数は増加傾向にあります。文部科学省が公表した公立学校教職員の人事行政状況調査によると、2023 年度に、**精神疾患で休職した教員（原則 90 日超）**は、前の年度から 580 人増加して、7,119 人（0.77%）になり、**過去最多**となりました。令和 3 年度、令和 4 年度に続いて 3 年連続で過去最多を更新しています。一か月以上の病気休暇取得者を含めると、13,045 人（1.42%）となっています。年代別の休職者は 30 代が最多ですが、各年代別の在職者に占める割合は 20 代が 2.11%と最高で、**採用後 1 年未満**で退職した教員も過去最多でした。学校種別では小学校が 3,443 人と全体の約半数を占め、最も多くなりました。今回初めて調査が行われた精神疾患による休職の要因は「**児童・生徒に対する指導そのものに関すること**」が最も多く、次いで、「**上司、同僚、部下等職場の対人関係**」となっています。

教員の休職や離職者が増加する一方で、先生を目指す教員採用試験の応募者の減少が大きく報道されていました。

公務員を含め、実際の現場での「**隠れメンタルヘルス不調者**」はこんなものではありません。子どもと教職員が、心身とも健康でなければ、健全な学校にはならないでしょう。教員のメンタルヘルス対策は重要な課題です。学校こそが、「健康な従業員こそが収益性の高い会社を作る」「従業員の健康

への投資が企業の成長につながる」という「健康経営」の理念が必要です。むしろ「心理的安全性」の乏しい職場と見られています。

そもそも、今日の学校・教育行政の組織は、暴力的で理不尽なトラブルへの対処能力を確実に担保できるようなシステムになっていません。「そんなことは例外的なこと」という、いわば「性善説」の上に成り立つシステムです。

いわゆる**モンスター・クレーマー**（理不尽な要求を繰り返す人）&**タフ・ネゴシエーター**（手強い交渉相手）による**ハラスメント**（暴力・攻撃、執拗な要求、謝罪要求、SNS 拡散、民事裁判）に直面する心づもりと、効果的な対処能力・スキルの集積が必要です。児童虐待をする親と対峙する場合は当たり前の風景です。これまでのような学校・行政の建前の権威構造だけでは通用しません。百戦錬磨のベテラン職員も少なくなっています。現場では、職員同士が支え合う「**同僚性**」を基盤に、最前線で疲弊する教員を支援する「**教師集団の後方支援**」のシステム構築が必要とされると思います。教科書とは違う、不確実で、先の見えない、マニュアルのない、唯一の正答はない時代の到来を見据えた人材育成・職場整備が進んでいるか心配になります。

今や、学校現場でも、発生する**クライシス（危機）**を予防・回避したり、危機発生時の被害を最小化したりする「クライシス・マネジメント」（危機管理）が不可欠な時代となっています。**リスクヘッジ**（risk hedging）を、意識するだけでなく、実際に効果的に展開できるスキルや実践力が必要となります。**クライシス（危機）状態は、負のスパイラルから脱却し、望ましい方向に転換する一番のチャンスでもあるからです**。

3. 解決へのシステム構築

青森市子どもの権利相談センターは、これらを重点的なテーマとして取り組んでいます。学校と保護者のいずれからも相談がきます。実際に、学校と保護者との間に入って、粘り強く、調整を図っています。子どもや保護者と話し合ったり、子どもや保護者から訴えを聴取し、学校を訪問して解決への配慮もお願いしています。時には、子ども・保護者、学校、権利擁護委員の三者で、情報の共有を図り、解決への対応プランを決めることもあります。

こういう機会が存在するだけで、積み重なった感情や情報が共有され、それぞれの立場と役割を認識し、解決への方向に向かっていくことは多くあります。幸いにして、大きな社会問題となることもなく、落ち着いているものが多いように思います。「**青森市子どもの権利条例**」を制定している**青森市**だからこそ可能なのだと思います。

一般的に、クライシス・マネジメントでは、当事者個人の心理的負荷を軽減するためにも、「ロー」「ミドル」「トップ」のそれぞれの役割を認識した「**組織的対応**」が求められます。

さらに、「**他職種連携**」「**専門機関との連携**」（病院、警察、児童相談所、その他多くの専門機関との協働体制の構築）が有効とされています。最近では、**弁護士**／法的相談に乗る「**スクールロイヤー**」などの活用も珍しくありません。

学校内での「**セルフケア**」はもちろん必要ですが、混乱した場合は、**外部の第三者の視点**を導入することも、**適度な距離感と俯瞰的な見方**が確保できて、有効なのではないかと思っています。



4. 予防と解決への提言



学校と保護者の対立関係は、これに子どもを巻き込んで、学校への不信感や敵意が増長され、その結果として**心身の不調・不登校が顕在化**します。すべての人が不幸になります。

稀なことだけでなく、いつでも起こり得ることだという認識で、無理のない予防システムをつくっておく必要があります。

子どもの権利擁護活動の中で、配慮が必要だと思った事柄を並べます。

◆ 組織トップのメッセージやポリシーの表明（ビジョナリー、リーダーシップ）

学校や行政のトップが、「幅広く意見を聴く」「いじめや暴力は許さない」「不適切な教育をしない」「子どもの最善の利益を図る」「解決に向けて迅速かつ適切に対応する」「最前線で奮闘する職員を組織全体で支援する」などのメッセージを、あらゆる場で、明確に表明することが大事です。日頃から、何度も、繰り返し意思表示することが浸透を早めます。

トップが表明する明確な意思や感情は、静かに、部下や保護者そして社会に広がり定着していくものです。

◆ メッセージやビジョンを具現化するマニュアルやガイドラインの制定

組織一体となって認識を一致させ、取り組みを進めるためには、抽象的なものではなく、具体的に対応する**プログラム・手順**などを策定することで、**対応のルール**が明確化され、**協働的な動き**が可能になります。

すでに既存のものが存在するのかもしれませんが、それらが周知されていなければ、場当たりの対応に受け止められます。

◆ 相談窓口などの体制設置とその有効な活用

学校に対する不満を相談できる相談窓口が制度的に設置され、その後の対応手順が明らかになれば、保護者は安心することができます。形式化したものではなく、効果・結果が期待できるものがが必要です。対応する担当者や責任者をきちんと選定することでも、責任が明確になります。保護者は、どこまで情報がオープンになるのか？その後どう取り扱われるか？訴えたことで不利益はないか？をととても気にしています。

外部の相談窓口の設置や、弁護士などの外部専門家との連携も考えられます。

◆ 目に見える迅速かつ適切な対応

対応の遅さと情報共有の遅さが、保護者の不信感を高めます。関係者を納得させ、かつ迅速な解決を図るためには、事実関係を迅速かつ正確に把握し、その結果について、子ども・保護者・教師で共有し、具体的な対応を講じることが肝要です。

学校訪問した時は、ちょっと変な言葉ですが、学校対応の「見える化」をお願いしています。ある校長は、教員としての長い経験を生かして、即座に、効果的な対策を実行してくれたのが印象的でした。

クライシス・マネジメントには、**第三者の応援団（緊急支援組織）**も有効です。

◆ **明日につながる是正措置・再発防止策の実施**

こうしたことをやりました（アウトプット）というだけでなく、それによってこうした結果がうまれました（アウトカム）ということが大事です。「指導しました」で終わっているケースがあります。保護者は「いじめが無くなった」「先生の対応が変わった」などの結果を求めています。出来ない場合

は、その状況を開示することも信頼に繋がります。

簡単には片付かない問題が増えています。試行錯誤的な対応も有り得ます。継続的な**モニタリング & フォローアップ、スキルアップ**のための研修・訓練が必要です。

令和6年度の子どもの権利擁護活動の中で、考えたことをまとめました。

一つひとつの相談事例を解決することも大事ですが、その事例の背後にある普遍的で構造的な問題を取り上げることも、子どもの権利擁護委員の重要な仕事だと考えています。なお、冒頭の学校での対立シーンはイメージで実際のものではありません。

（せきや みちお 臨床心理士・公認心理師）





青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ

V 青森市子どもの権利相談センターの概要

1 設置目的と性格

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、青森市では相談に応じるだけでなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、青森市子どもの権利条例の規定に基づき「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、青森市子どもの権利相談センターを開設しました。擁護委員の法的性格は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

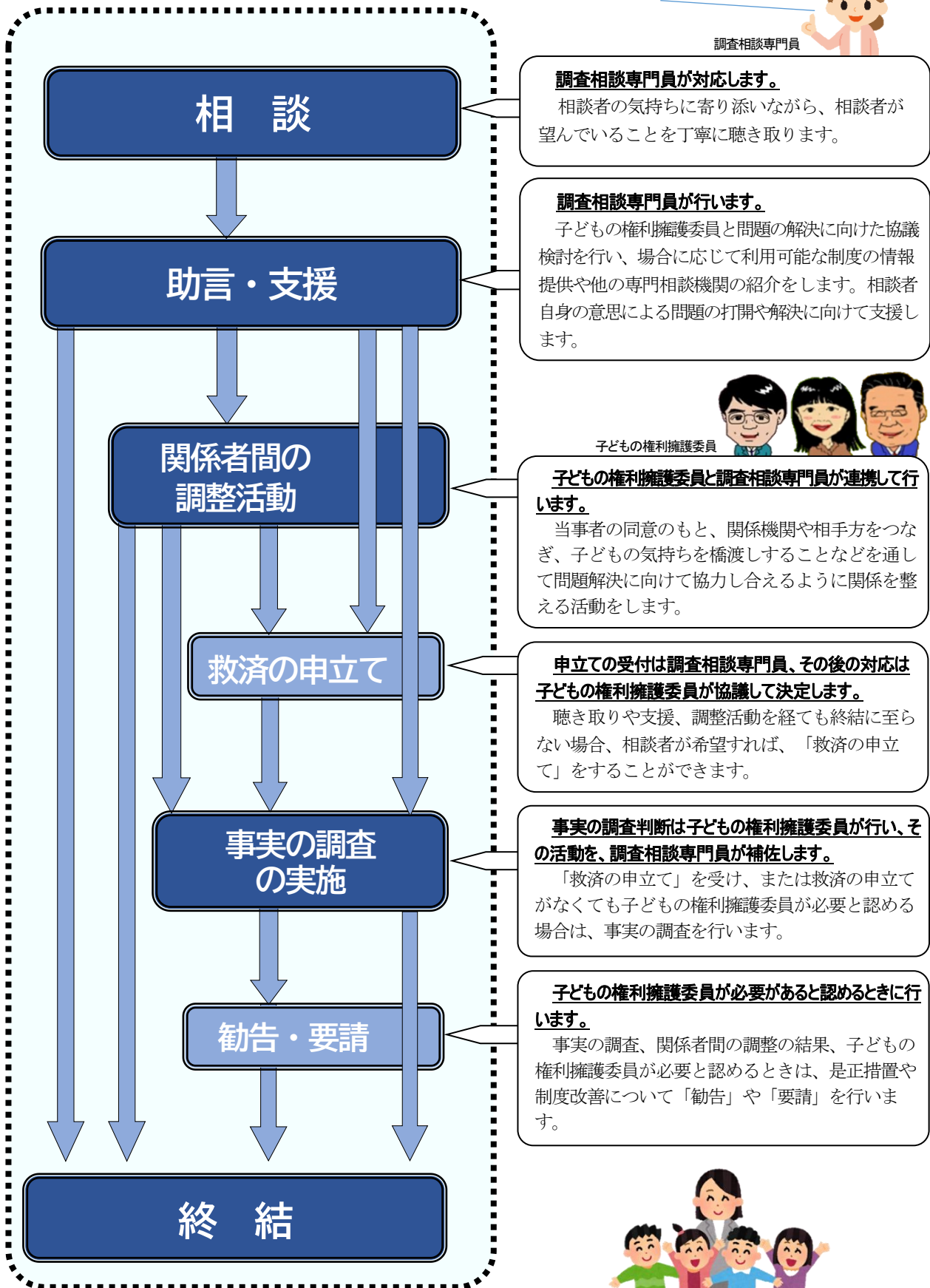
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、擁護委員は条例の規程に基づき、子どもの権利を侵害したものに対して是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができます。



2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階
組織体制	・ 子どもの権利擁護委員 3 名 (弁護士、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士・公認心理師) ・ 調査相談専門員 3 名 ・ 事務局 (こども・若者政策課職員)
基本姿勢	・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・ 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。 ・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済 の基本対応	・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言 (情報提供、他機関紹介等)、支援 (相談継続、当事者自身による問題解決への支援) 及び関係者間の調整 (当事者間の調整支援) を行います。 ・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。 ・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。 ・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者らの間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。 ・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対 象	・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます (18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。)。
受付時間	原則 月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 (祝日、年末年始を除きます。)
相談方法	・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談 ・ 電 話 0120-370-642 (フリーダイヤル) みんなをむすぶ ・ ファックス 017-763-5678 ・ メー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp ・ 手 紙 〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階 青森市子どもの権利相談センター ・ 訪 問 相談場所、時間については要相談

3 相談・救済の流れ



☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。

☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。



相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況
- 2 調整活動の状況
- 3 調査活動の状況

VI 相談件数等の年度比較

1 相談の状況

(1) 相談受付件数

区 分	実件数	延べ件数
令和2年度	41	306
令和3年度	70	317
令和4年度	71	248
令和5年度	68	278
令和6年度	71	202

(2) 相談者の内訳(延べ人数)

① 子ども

区 分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
令和2年度	0	8	39	176	2	0	225
令和3年度	0	10	37	69	8	0	124
令和4年度	0	33	11	3	5	5	57
令和5年度	0	11	19	36	6	0	72
令和6年度	0	14	5	45	12	0	76

② 大人

区 分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
令和2年度	75	3	1	0	0	2	81
令和3年度	173	4	11	0	0	5	193
令和4年度	179	4	5	0	1	2	191
令和5年度	152	17	27	0	1	9	206
令和6年度	107	6	0	0	0	13	126

(3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

① 子ども

区 分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
令和2年度	1	15	17	141	2	3	179
令和3年度	2	54	40	99	4	0	199
令和4年度	0	78	48	58	8	3	195
令和5年度	9	57	41	95	6	1	209
令和6年度	12	34	25	34	16	0	121

② 大人

区 分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
令和2年度	70	0	50	5	0	2	127
令和3年度	37	0	62	7	0	12	118
令和4年度	4	0	30	14	1	4	53
令和5年度	17	0	22	10	1	19	69
令和6年度	46	2	25	0	1	7	81

(4) 相談方法別件数(延べ件数)

区 分		窓口	電話	FAX	メール	手紙	訪問	合計(件)
令和2年度	初回相談の件数	6	25	0	8	2	0	41
	延べ件数	45	76	0	175	5	5	306
令和3年度	初回相談の件数	18	38	1	12	1	0	70
	延べ件数	40	162	5	91	7	12	317
令和4年度	初回相談の件数	15	45	1	8	1	1	71
	延べ件数	44	150	3	48	1	2	248
令和5年度	初回相談の件数	8	48	0	10	2	0	68
	延べ件数	51	165	0	56	4	2	278
令和6年度	初回相談の件数	7	51	0	9	4	0	71
	延べ件数	20	120	0	57	5	0	202

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区 分		10 時～12 時	12 時～14 時	14 時～16 時	16 時～18 時	開設時間外	合計(件)
令和2年度 (延べ 301 件)	子ども	32	35	39	66	48	220
	大 人	15	19	19	25	3	81
令和3年度 (延べ 310 件)	子ども	18	17	18	44	20	117
	大 人	51	31	55	49	7	193
令和4年度 (延べ 247 件)	子ども	7	5	3	22	19	56
	大 人	41	31	64	46	9	191
令和5年度 (延べ 274 件)	子ども	13	3	9	13	30	68
	大 人	66	31	59	38	12	206
令和6年度 (延べ 197 件)	子ども	8	11	12	20	20	71
	大 人	40	25	24	33	4	126

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてのみ)

区 分			30 分未満	30 分～ 1 時間未満	1 時間～ 2 時間未満	2 時間～ 3 時間未満	3 時間以上	合計(件)
令和2年度 (延 126 件)	電話相談	子ども	17	5	2	0	0	24
		大 人	34	11	7	0	0	52
	訪問相談	子ども	3	12	21	4	0	40
		大 人	1	0	5	4	0	10
令和3年度 (延べ 214 件)	電話相談	子ども	15	3	0	0	0	18
		大 人	93	33	15	2	1	144
	訪問相談	子ども	0	2	18	2	2	24
		大 人	3	8	11	4	2	28
令和4年度 (延べ 196 件)	電話相談	子ども	10	3	3	0	0	16
		大 人	69	33	30	2	0	134
	訪問相談	子ども	3	6	5	1	0	15
		大 人	8	5	14	4	0	31
令和5年度 (延べ 218 件)	電話相談	子ども	12	4	0	0	0	16
		大 人	113	29	7	0	0	149
	訪問相談	子ども	4	0	5	0	3	12
		大 人	9	7	23	2	0	41
令和6年度 (延べ 140 件)	電話相談	子ども	22	4	0	0	0	26
		大 人	72	11	10	1	0	94
	訪問相談	子ども	0	0	6	0	0	6
		大 人	2	4	8	0	0	14

(7) 相談内容の内訳

区 分			いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他
令和2年度	実件数 20 件 (延べ 225 件)	子ども	0 (0)	0 (0)	1 (6)	3 (5)	6 (135)	0 (0)	2 (3)	3 (6)	0 (0)	0 (0)	5 (70)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数 21 件 (延べ 81 件)	大人	1 (1)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (22)	3 (5)	5 (37)	1 (5)	1 (2)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
令和3年度	実件数 20 件 (延べ 124 件)	子ども	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (68)	0 (0)	1 (3)	2 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (36)	0 (0)	2 (3)	1 (5)
	実件数 50 件 (延べ 193 件)	大人	4 (19)	3 (12)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	12 (69)	7 (31)	4 (20)	5 (6)	1 (3)	4 (7)	1 (9)	0 (0)	6 (12)
令和4年度	実件数 29 件 (延べ 57 件)	子ども	3 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (5)	9 (27)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	2 (4)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	2 (2)	1 (2)
	実件数 42 件 (延べ 191 件)	大人	2 (5)	8 (39)	1 (1)	2 (10)	0 (0)	14 (84)	1 (3)	7 (26)	1 (10)	1 (4)	0 (0)	2 (6)	1 (1)	2 (2)
令和5年度	実件数 17 件 (延べ 72 件)	子ども	2 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (4)	6 (55)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	4 (6)	0 (0)
	実件数 51 件 (延べ 206 件)	大人	4 (16)	2 (24)	1 (0)	6 (10)	0 (0)	13 (78)	4 (10)	4 (18)	5 (10)	1 (6)	6 (22)	0 (0)	1 (1)	4 (11)
令和6年度	実件数 26 件 (延べ 76 件)	子ども	4 (13)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	5 (21)	0 (0)	1 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (6)	2 (23)	3 (3)	1 (1)
	実件数 45 件 (延べ 126 件)	大人	2 (9)	3 (7)	0 (0)	2 (11)	0 (0)	14 (41)	3 (13)	5 (8)	1 (0)	0 (0)	1 (4)	4 (20)	0 (0)	10 (13)

2 調整活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
令和2年度	9	4	0	0	4	27	44	(5 件、44 回)
令和3年度	13	0	0	0	0	17	30	(2 件、30 回)
令和4年度	9	0	0	0	0	19	28	(1 件、28 回)
令和5年度	10	0	0	1	29	28	68	(6 件、68 回)
令和6年度	2	0	0	0	4	1	7	(2 件、 7 回)

3 調査活動の状況

(1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0

(2) 自己発意による調査活動の状況

年 度	調査先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他	子ども 保護者等	合計(回)	
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和4年度	3	2	0	7	0	19	31	(3 件、31 回)
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)



参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制

Ⅶ 参考資料

1 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日
条例第七十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条―第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条―第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条―第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

(前文 表紙裏 参照)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第二章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

(委員の職務)

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第五章 雑則

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子どもの権利相談センター運営体制

◆ 子どもの権利擁護委員 3名

氏 名	期 間	職業等
沼 田 徹	平成 25 年 5 月 1 日 ～	弁護士
小 林 央 美	平成 25 年 5 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	元大学院教授
小笠原 仁 美	令和 7 年 4 月 1 日～	社会福祉士 (スクールソーシャル ワーカー)
関 谷 道 夫	平成 25 年 5 月 1 日 ～	臨床心理士 公認心理師

◆ 調査相談専門員 3名

子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行います。

◆ 事務局

青森市こども未来部こども・若者政策課 こども未来チーム

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所駅前庁舎3階

電話番号：017-734-5320

令和6年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書

令和7年5月

発行 青森市子どもの権利相談センター

(事務局：青森市こども未来部こども・若者政策課)

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階

TEL 017-734-5320 / FAX 017-763-5678

メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

相談専用電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)
